

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年9月20日
【届出者の氏名又は名称】	アジアグロースキャピタル株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区高輪二丁目15番8号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03 - 3448 - 7300
【事務連絡者氏名】	総務部部长 岩瀬 茂雄
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	アジアグロースキャピタル株式会社 (東京都港区高輪二丁目15番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、アジアグロースキャピタル株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ディーワンダーランドをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

(注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社ディーワンダーランド

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

本書提出日現在、当社は、当社の連結子会社である株式会社エスピーオー（以下「SBO」といいます。）の連結子会社であるオリオン・キャピタル・マネージメント株式会社（以下「オリオン・キャピタル」といいます。）を通じ、対象者の普通株式14,000,000株（対象者の第31期半期報告書（平成25年6月27日提出）に記載された平成25年3月31日現在の対象者の発行済株式総数である36,223,850株から上記半期報告書に記載された平成25年3月31日現在において対象者が保有する自己株式数717株を控除した数である36,223,133株に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）：38.65%（小数点以下第三位を四捨五入しています。以下比率の計算において、特に別の取扱いを定めていない限り、同様に計算しております。）を間接的に保有し、対象者を持分法適用会社としておりますが、この度、当社は、平成25年9月19日開催の当社取締役会において、対象者を連結子会社化する目的で、対象者株式を1株につき100円で買い付ける本公開買付けを実施することを決議いたしました。本公開買付けの目的等に関する詳細につきましては、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

本公開買付けは、本公開買付けに要する資金の確保に係る状況を勘案した上で、当社が対象者株式を取得・保有し、公開買付者の連結子会社とすることを目的とするものであり、買付予定の株券等の数（以下「買付予定数」といいます。）につき、上限を1,500,000株（所有割合：4.14%）として設定しております（注）。応募株券等の総数が買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

（注） 既に当社が当社の連結子会社を通じて所有している対象者株式14,000,000株（所有割合：38.65%）と当社代表取締役社長であり対象者代表取締役社長である小川浩平が所有している対象者株式8,500株（所有割合：0.02%）を合算すると14,008,500株（所有割合：38.67%）となり、本公開買付けによって買付予定数の上限である1,500,000株を取得した場合、当社及び当社の連結子会社、小川浩平の所有する対象者株式の合計は15,508,500株（所有割合：42.81%）となります（以下、当社、当社の連結子会社及び小川浩平を総称して「当社グループ」といいます。）。この場合、当社の現役員が対象者の取締役会の構成員の過半数を占めていることから、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」第7項の議決権の40%以上、50%以下を自己の計算において所有し、かつ、現又は元役員・使用人が、取締役会等の構成員の過半数を占めている場合に該当し、当社は対象者に対する実質的な支配関係があると判定されるため、対象者は当社の連結子会社となります。なお、現在、対象者の取締役4名のうち、小川浩平、辛羅林及び鞍掛法道の3名が当社取締役を兼任しております。

他方、本公開買付けは、既に当社が当社の連結子会社を通じて所有している14,000,000株（所有割合：38.65%）と合わせて、当社グループの所有割合を40%以上とし、対象者を連結子会社化することを最低目標としているため、489,540株（所有割合：1.35%）を買付予定数の下限として設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

本公開買付けに際し、公開買付者は、平成25年9月19日付で、対象者の第2位株主である宮本雅史氏（所有株式数：7,564,000株、所有割合：20.88%）との間で、同氏が保有する対象者普通株式の全部について、公開買付者が実施する公開買付けに応募することを内容とする公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結しております。なお、本応募契約において、公開買付者の表明保証違反（注）がある場合、宮本雅史氏は本応募契約を解除することができますが、かかる場合であっても、宮本雅史氏が、その任意の裁量により本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておられません。また、本応募契約においては、宮本雅史氏による本公開買付けへの応募に際しての前提条件は定められておりません。

（注） 本応募契約においては、()当社の存続及び権限、()本応募契約締結のための授権及び本応募契約の強制執行可能性、()本応募契約の締結及び履行に係る法令等との抵触の不存在、()当社に関する法的倒産手続等の不存在、()当社と反社会的勢力との関係の不存在が当社の表明保証事項とされております。

また、宮本雅史氏としては、本公開買付けにおいて買付予定数の上限である1,500,000株の売却が実現できた場合でも、6,064,000株が手元に残ることとなるため、引き続き対象者株式の売却の意向を持つと考えられ、当社としても、十分な資金が手元があれば、本公開買付けの終了後に宮本雅史氏が保有することとなる対象者株式を追加で取得することも検討する可能性があります。よって、仮に本公開買付けの終了後において、当社が平成25年1月11日付で発行を決議いたしました第12回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）による資金調達が進んだ場合には、宮本雅史氏が保有する残存の対象者株式を取得することを目的として、再度の公開買付けを実施する可能性もあります。ただし、現時点においては本新株予約権による資金調達が十分に進んでおらず、必要な手元資金が確保できていないため、対象者株式の追加取得に係る具体的な予定は立っておりません。

なお、対象者によれば、対象者は、平成25年9月19日開催の取締役会において、本公開買付けが、当社が対象者を連結子会社化することを企図していることを前提として、対象者と公開買付者との現在に至るまでの良好な関係性、及び今後資本業務提携が強化されることにより発揮されるシナジー効果等を考慮し、本公開買付けについて賛同の意見を表明する一方で、（ ）対象者株式に係る本公開買付けの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）が主に公開買付者と公開買付者と本応募契約を締結している宮本雅史氏との間の協議及び調整に基づき決定された価格であること、（ ）上場廃止から相当程度の期間が経過していること、（ ）対象者においては本公開買付価格について第三者機関の算定を取得していないことから本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは株主の皆様の判断にゆだねることを決議したとのことです。

また、かかる取締役会において対象者は、利益相反の疑いを回避する観点からより慎重を期すため、公開買付者と対象者の代表取締役を兼任している小川浩平、公開買付者と対象者の取締役を兼任している辛羅林及び鞍掛法道を除く取締役1名で審議及び決議を行ったとのことです（以下、本項において、平成25年9月19日開催の対象者取締役会において行われたかかる審議及び決議を総称して、「第1決議」といいます。）。その上で、仮に、公開買付者の取締役（代表取締役を除きます。）を兼任している取締役が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第369条第2項に定める特別利害関係取締役には該当しないと解釈される場合には、第1決議は、同条第1項に定める取締役会の定足数を満たさないものであることになってしまうことを考慮し、平成25年9月19日における第1決議後に開催の対象者取締役会においては、第1決議に参加しなかった対象者の全ての取締役（対象者の代表取締役である小川浩平を除きます。）にて改めて審議及び決議を行ったとのことです（以下、本項において、「第2決議」といいます。）。よって、公開買付者と対象者の代表取締役を兼任している小川浩平は第1決議及び第2決議の審議及び決議に参加せず、公開買付者と対象者の取締役を兼任している辛羅林及び鞍掛法道は第1決議の審議及び決議に参加せず、第2決議の審議及び決議にのみ参加しているとのことです。また、同様の観点から、上記の3名の取締役は、対象者の立場において当社との協議・交渉には参加していないとのことです。このほか、当該取締役会に出席した監査役（対象者及び公開買付者の監査役を兼任している伴野健二及び永井卓を除く2名）はいずれも、上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

（背景）

公開買付者である当社は、大正4年10月に創業し、昭和10年12月に森電機株式会社に改組、昭和36年10月に東京証券取引所市場第二部に上場し、平成24年12月31日に社名を現在のアジアグロースキャピタル株式会社（証券コード：6993）に変更しております。

当社は、電機事業を主たる事業として、創業以来百年余りにわたり、防爆仕様を中心とする産業用の照明器具、電路配管器具の製造・販売を手掛けて参りました。しかしながら、長期にわたる産業用の設備投資の低迷による受注減少に加え、資材価格の高騰や物流経費の上昇、及び市場規模が小さい中での価格競争の峻烈化の中において、合理化を進め、製品原価の低減をはじめとする諸施策に取り組んだものの、長期的な低迷を脱することは困難な状況となりました。過去3期の連結営業利益は、平成25年3月期 299百万円、平成24年3月期 396百万円、平成23年3月期 421百万円であり、また、連結当期純利益は、平成25年3月期 37百万円、平成24年3月期 128百万円、平成23年3月期 30百万円（1株当たり当期純利益金額は、平成25年3月期 1.03円、平成24年3月期 3.76円、平成23年3月期 0.08円）と、いずれもマイナスに留まっており、毎期営業キャッシュ・フローの赤字が継続しております。当社は、平成24年6月11日付け東京証券取引所にて開示の「第三者割当による新株予約権の発行に関するお知らせ」のとおり、電機事業に関する抜本的事業の構造改革に着手しており、製品の統廃合を進めるとともに、不採算製品からの撤退、顧客との適正な水準への売価の値上げ交渉を鋭意実施しておりますが、主力製品ラインである防爆事業は、少量多品種かつ在庫負担が重いことから、不採算の製品が多く、また創業来百年近くの歴史があるため、顧客への継続的な保守部品供給の必要性があり、早期の事業規模の縮小は困難であり、対応にはなお時間を要する状況であります。

営業赤字が続く中、電機事業の事業再構築とともに、当社は株主価値向上のために収益基盤の多角化を企図し事業再生部門を立ち上げて、平成14年より投資事業を展開して参りました。

その事業再生投資の成果の一環として、当社は、平成21年7月1日付でSBOが発行する全株式を取得する方法で同社を連結子会社とし、SBOの連結子会社であるオリオン・キャピタルを通じて、対象者の株式の38.65%を保有することとなりました。かかるSBOの株式取得は、株式取得の相手先である株式会社サクラダから、経営資源を橋梁事業に集中するため、投資事業からの撤退及び当社が引き受けた優先株式の買入消却を実施したいとの提案を受けたことを発端に、当社といたしましても、SBOを当社の傘下に取り込むことが当社財務基盤の強化及び当社株主価値の向上に役立てるものと考えたことが理由となっております。また、SBOの株式取得金額は570百万円（取得株式数：85,000株、1株当たり6,705.88円（小数点以下第三位を四捨五入））であり、SBOが保有する資産の総額を参考として、株式会社サクラダとの協議の上決定しております。この結果、対象者は当社にとって持分法適用会社となっており、本業の電機事業が低迷する中、その持分法投資利益は、平成25年3月期278百万円、平成24年3月期274百万円、平成23年3月期406百万円と当社の連結利益に大きく貢献しております。

一方対象者は、東京都港区に本社を置く持株会社であり、傘下には完全子会社として株式会社大黒屋（以下「大黒屋」といいます。）を有し、対象者グループでは質屋・古物売買業及び不動産賃貸業を営んでおります。

対象者の平成24年9月期の連結売上高は15,213百万円であり、その主な内訳は、質屋・古物売買業による売上高が15,212百万円、不動産賃貸業の売上高が0百万円となっており、また、連結営業利益は1,684百万円、連結経常利益919百万円、連結当期純損失86百万円となっております。

対象者グループの主力事業である中古ブランド品売買業は、国内消費者の認知を受けて売上高が順調に拡大し、過去9年間で3.1倍となりました。同事業を担う大黒屋では、中古ブランド品売買業が急速に拡大したことから、個人店舗的経営から適正な企業経営への転換を進めている途上であり、また、今後大黒屋の更なる事業拡大のためには、高所得者の急増を背景としてマーケットが急速に拡大すると見込まれている中国及びアジアの市場への進出戦略とそとの資金を調達する財務戦略の策定が急務となっております。

対象者は旧ジャスダック証券取引所に上場しておりましたが、対象者が大黒屋の株式を取得し、子会社化した際に、旧ジャスダック証券取引所株券上場廃止基準第2条第1項第8号a（不適当な合併等）に該当したため、旧ジャスダック証券取引所への株券上場審査基準に準じた審査について大黒屋株式の取得日である平成18年3月31日から同規定に基づく猶予期間である平成21年9月期有価証券報告書を提出した平成21年12月28日から起算して8営業日目にあたる平成22年1月8日までの間に、申請が必要となりました。しかしながら、関係各署と協議の結果、当該申請ができないことになり、旧ジャスダック証券取引所において平成22年2月9日付けにて上場廃止となりました。

(公開買付けの目的及び意思決定の過程)

かかる状況の下、当社は、平成25年1月11日付適時開示資料「当社持分法適用会社との更なる資本業務提携関係強化に向けた交渉開始に関するお知らせ」並びに「第三者割当により発行される新株式(デット・エクイティ・スワップ)及び第12回新株予約権(第三者割当)の発行並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、対象者の発行済み株式の20%以上を有する大株主である宮本雅史氏から保有株式の売却意向を受けたことにより、対象者株式の追加取得に係る検討を平成24年10月頃より開始いたしました。その結果、企業価値最大化のためには、経営資源の最適配分の観点から、事業再生投資の比重を高めることが株主の利益に資すると判断し、対象者の経営権取得を目指して更なる資本業務提携強化のための協議を行って参りました。当社といたしましては、かかる資本業務提携関係をさらに強化し、高収益で潜在成長力の高い対象者グループの過半数の持分を所有することにより経営権を取得し連結子会社として取り込むことで、短期的には投下資本を上回る連結利益の計上が期待でき、また、中長期的には、当社の経営資源注入による大黒屋のマネジメント体制の強化を始めとして、当社の持つアジアの事業家ネットワークや財務ノウハウを駆使して、大黒屋の中国・アジア進出を強力にサポートすることが可能となり、大きなシナジー効果が生まれて参ります。こうした一連の施策によって当社の現在から将来にわたる収益基盤が大幅に強化され、それにより当社の企業価値向上をもたらす、結果として既存株主の皆様にとっても株主価値の増大につながる事が期待されます。

また、当社は、平成25年1月11日付で、仕入代金・一般経費(人件費、法定福利費、税金、家賃等)の支払い(400百万円)及び対象者株式の取得資金への充当(507百万円)を目的とし、総額917百万円(手取概算額907百万円)の本新株予約権の発行を決議し、本新株予約権の行使により対象者株式取得のための資金507百万円の積立ができた段階、又は行使が進まず予定通り資金調達が進捗しないことが明らかになった場合は、当社が対象者を連結子会社化するための資金500百万円以上が調達できた段階で、対象者を連結子会社化するための対象者株式取得について取締役会において決議することを表明しております。

この点、本書提出日において本新株予約権の行使によって調達した金額は354百万円となっており、当該金額から仕入代金・一般経費の支払いに充当した金額(142百万円)及び当面の資金繰りに要する額(62百万円)を控除した金額が150百万円となり、対象者を連結子会社化するための資金として500百万円以上確保できることとなったため、平成25年9月19日開催の当社取締役会において、対象者を連結子会社化することを目的として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

なお、当社が本公開買付けにより、買付予定数の上限である1,500,000株(所有割合:4.14%)を取得した場合は、既に当社が当社の連結子会社を通じて所有している対象者株式14,000,000株(所有割合:38.65%)と小川浩平の所有している対象者株式8,500株(所有割合:0.02%)を合算した当社グループの所有割合は42.81%となります。

また、仮に、買付予定数の下限である489,540株を取得した場合であっても、当社グループの所有割合は40.02%となり、所有割合が40%以上となることから、本公開買付けの目的である対象者の連結子会社化は達成されます。

(買付価格の決定)

本公開買付価格の決定に際して、当社は、対象者の第2位株主である宮本雅史氏から口頭で一株につき100円で売却したいとの意向を受けたことから、かかる金額について検討を行いました。かかる検討に際しては、対象者が開示している財務、事業の状況を総合的に分析したほか、平成23年12月19日の対象者の定時株主総会において決議された対象者による自己株式取得の上限額が1株当たり金100円であること、並びに対象者が平成22年2月9日に旧ジャスダック証券取引所での上場が廃止になるまでの対象者株式の終値の1ヶ月間の単純平均値が28円、同3ヶ月間の単純平均値が47円、同6ヶ月の単純平均値が49円であること等を踏まえつつ、最終的には、対象者及び対象者の第2位株主である宮本雅史氏との間の協議・交渉結果等を勘案し、本公開買付価格を100円とすることに決定いたしました。

なお、当社は、平成25年1月11日付適時開示資料「第三者割当により発行される新株式(デット・エクイティ・スワップ)及び第12回新株予約権(第三者割当)の発行並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当該時点における株式評価書を外部評価機関から取得しておりますが、当該評価はあくまで本新株予約権の発行に際しての参考として取得したものに過ぎず、また、当該株式評価書の取得からすでに9ヶ月近くの期間が経過し、株式評価の前提に変動が生じている可能性もあることから、本公開買付価格の決定に際しては、当該株式評価書の内容は参考としておりません。また、当社は、上記のとおり、対象者が開示している情報や、対象者が平成22年2月9日に旧ジャスダック証券取引所での上場が廃止になるまでの対象者株式の終値の1ヶ月間の単純平均値が28円、同3ヶ月間の単純平均値が47円、同6ヶ月の単純平均値が49円であること、平成23年12月19日の対象者の定時株主総会において決議された対象者による自己株式取得の上限額が1株当たり金100円であること、並びに宮本雅史氏との間の協議・交渉の経緯及び結果等を考慮することによって本公開買付価格を決定しようと判断したため、本公開買付価格の決定に際しては対象者の株式価値に関する第三者算定機関の算定書は取得していません。

公開買付価格100円は、対象者が平成22年2月9日に旧ジャスダック証券取引所での上場が廃止になるまでの対象者株式の終値の1ヶ月間の単純平均値28円に対し257.14%、同3ヶ月間の単純平均値47円に対し112.77%、同6ヶ月の単純平均値49円に対し104.08%のプレミアムとなります。

(本公開買付け後の経営方針)

既に当社代表取締役である小川浩平は、平成22年12月27日付で対象者の代表取締役に、平成25年4月1日付けで対象者の100%子会社である大黒屋の代表取締役にそれぞれ就任しており、また、本書提出日現在において対象者取締役4名のうち3名は、当社取締役を兼任しております。したがって、本公開買付け後、対象者の役員の変更は予定しておりません。今後は連結企業として、資本・業務面を含む提携関係を強化し、アジアグロースキャピタルグループとしてのシナジー効果を最大限発揮し連結利益の最大化を図る所存です。具体的には、当社は、大黒屋に対して、マネジメント体制の強化や、当社の持つアジアの企業家とのネットワークや財務ノウハウを提供し、大黒屋の中国・アジア進出のサポート等の経営支援を行うとともに、更には、対象者又は大黒屋の香港上場も含め海外への展開を目指していく所存です。

なお、本公開買付けの結果、対象者が当社の連結子会社となった場合で、かつ東京証券取引所が実質的な存続会社は当社ではなく対象者であると判断したときは、東京証券取引所有価証券上場規定第601条第1項第(9)号「不適当な合併等」(以下「本上場廃止基準」といいます。)に基づき、当社を含めた連結子会社となる対象者及びその100%子会社の大黒屋が全体として、新規上場審査基準に準じた基準に適合しているかどうかの審査を受けるための猶予期間(猶予期間は、当該連結子会社化の属する事業年度末から3年目の日までです。)に入る可能性があります。また、かかる猶予期間の終了後、最初の有価証券報告書提出から8日経過時点までに審査申請を行わない場合には、本上場廃止基準に基づき当社株式は整理銘柄に指定され、一定期間を経て上場廃止となる可能性があります。当社といたしましては、本公開買付けの結果、対象者を連結子会社化した場合に、仮に上記新規上場審査基準に準じた基準に適合しているかどうかの審査のための猶予期間に入ったとしても、当社及び連結子会社となる対象者両社とも有価証券報告書提出会社であることから、新規上場審査に準じた基準に適合することは十分可能であると考え、当社株式の上場を維持できるものと判断しております。

(3) 利益相反を回避するための措置及び本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者が本書提出日現在において当社の持分法適用会社であること及び当社の現役員・元使用人が対象者の取締役会の構成員の過半数を占めていることなどを勘案し、当社及び対象者は、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下に述べる措置を講じております。

対象者における利害関係のない取締役の承認及び監査役全員の同意

対象者によれば、対象者は、公開買付者側からの本公開買付けに関する説明を受け、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討したとのことです。

その結果、対象者は、平成25年9月19日開催の取締役会において、本公開買付けが、当社が対象者を連結子会社化することを企図していることを前提として、対象者と公開買付者との現在に至るまでの良好な関係性、及び今後資本業務提携が強化されることにより発揮されるシナジー効果等を考慮し、本公開買付けについて賛同の意見を表明する一方で、()本公開買付価格が主に公開買付者と公開買付者と本応募契約を締結している宮本雅史氏との間の協議及び調整に基づき決定された価格であること、()上場廃止から相当程度の期間が経過していること、()対象者においては本公開買付価格について第三者機関の算定を取得していないことから本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは株主の皆様の判断にゆだねることを決議したとのことです。なお、かかる取締役会において対象者は、利益相反の疑いを回避する観点からより慎重を期すため、公開買付者と対象者の代表取締役を兼任している小川浩平、公開買付者と対象者の取締役を兼任している辛羅林及び鞍掛法道を除く取締役1名で審議及び決議を行ったとのことです(以下、本項において、平成25年9月19日開催の対象者取締役会において行われたかかる審議及び決議を総称して、「第1決議」といいます。)。その上で、仮に、公開買付者の取締役(代表取締役を除きます。)を兼任している取締役が会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)第369条第2項に定める特別利害関係取締役には該当しないと解釈される場合には、第1決議は、同条第1項に定める取締役会の定足数を満たさないものであることになってしまうことを考慮し、平成25年9月19日における第1決議後に開催の対象者取締役会においては、第1決議に参加しなかった対象者の全ての取締役(対象者の代表取締役である小川浩平を除きます。)にて改めて審議及び決議を行ったとのことです(以下、本項において、「第2決議」といいます。)。よって、公開買付者と対象者の代表取締役を兼任している小川浩平は第1決議及び第2決議の審議及び決議に参加せず、公開買付者と対象者の取締役を兼任している辛羅林及び鞍掛法道は第1決議の審議及び決議に参加せず、第2決議の審議及び決議にのみ参加しているとのことです。また、同様の観点から、上記の3名の取締役は、対象者の立場において当社との協議・交渉には参加していないとのことです。このほか、当該取締役会に出席した監査役(対象者

及び公開買付者の監査役を兼任している伴野健二及び永井卓を除く2名)はいずれも、上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、対象者との間で、公開買付者以外の対抗買付者が実際に出現した場合に当該対抗買付者が対象者との間で接触又は交渉等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っており、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(4) 本公開買付けの後、対象者の株券等をさらに取得する予定の有無、理由内容

現時点で、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得することは予定しておりません。

ただし、当社としては、十分な資金が手元があれば、本公開買付けの終了後に宮本雅史氏が保有することとなる対象者株式を追加で取得することも検討する可能性があるため、仮に本公開買付けの終了後において、本新株予約権による資金調達が進んだ場合には、宮本雅史氏が保有する残存の対象者株式を取得することを目的として、再度の公開買付けを実施する可能性もあります。ただし、現時点においては、本新株予約権による資金調達が十分に進んでおらず、必要な手元資金が確保できていないため、対象者株式の追加取得に係る具体的な予定は立っておりません。

(5) 本公開買付けによる上場廃止の可能性の有無

対象者は非上場会社であるため、該当事項はありません。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項等

本公開買付けに際し、公開買付者は、平成25年9月19日付で、対象者の第2位株主である宮本雅史氏（所有株式数：7,564,000株、所有割合：20.88%）との間で、同氏が保有する対象者普通株式の全部について、公開買付者が実施する公開買付けに応募することを内容とする本応募契約を締結しております。本応募契約において、公開買付者の表明保証違反がある場合、宮本雅史氏は本応募契約を解除することができますが、かかる場合であっても、宮本雅史氏が、その任意の裁量により本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておりません。また、本応募契約においては、宮本雅史氏による本公開買付けへの応募に際しての前提条件は定められておりません。

(注) 本応募契約においては、() 当社の存続及び権限、() 本応募契約締結のための授権及び本応募契約の強制執行可能性、() 本応募契約の締結及び履行に係る法令等との抵触の不存在、() 当社に関する法的倒産手続等の不存在、() 当社と反社会的勢力との関係の不存在が当社の表明保証事項とされております。

また、宮本雅史氏としては、本公開買付けにおいて買付予定数の上限である1,500,000株の売却が実現できた場合でも、6,064,000株が手元に残ることとなるため、引き続き対象者株式の売却の意向を持つと考えられ、当社としても、十分な資金が手元があれば、本公開買付けの終了後に宮本雅史氏が保有することとなる対象者株式を追加で取得することも検討する可能性があります。よって、仮に本公開買付けの終了後において、本新株予約権による資金調達が進んだ場合には、宮本雅史氏が保有する残存の対象者株式を取得することを目的として、再度の公開買付けを実施する可能性もあります。ただし、現時点においては、本新株予約権による資金調達が十分に進んでおらず、必要な手元資金が確保できていないため、対象者株式の追加取得に係る具体的な予定は立っておりません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成25年9月20日（金曜日）から平成25年10月21日（月曜日）まで（20営業日）
公告日	平成25年9月20日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成25年11月5日（火曜日）までとなります。

【期間延長の確認連絡先】

確認連絡先 アジアグロースキャピタル株式会社
 東京都港区高輪二丁目15番8号
 総務部長 岩瀬 茂雄
 03 - 3448 - 7300

確認受付時間 午前9時から午後5時まで

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金100円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 ()	-
株券等預託証券 ()	-
算定の基礎	<p>本公開買付価格の決定に際して、当社は、対象者の第2位株主である宮本雅史氏から口頭で一株につき100円で売却したいとの意向を受けたことから、かかる金額について検討を行いました。かかる検討に際しては、対象者が開示している財務、事業の状況を総合的に分析したほか、平成23年12月19日の対象者の定時株主総会において決議された対象者による自己株式取得の上限額が1株当たり金100円であること、並びに対象者が平成22年2月9日に旧ジャスダック証券取引所での上場が廃止になるまでの対象者株式の終値の1ヶ月間の単純平均値が28円、同3ヶ月間の単純平均値が47円、同6ヶ月の単純平均値が49円であること等を踏まえたうえで、最終的には、対象者及び対象者の第2位株主である宮本雅史氏との間の協議・交渉結果等を勘案し、本公開買付価格を100円とすることに決定いたしました。</p> <p>なお、当社は、平成25年1月11日付適時開示資料「第三者割当により発行される新株式（デット・エクイティ・スワップ）及び第12回新株予約権（第三者割当）の発行並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当該時点における株式評価書を外部評価機関から取得しておりますが、当該評価はあくまで本新株予約権の発行に際しての参考として取得したものに過ぎず、また、当該株式評価書の取得からすでに9ヶ月近くの期間が経過し、株式評価の前提に変動が生じている可能性もあることから、本公開買付価格の決定に際しては、当該株式評価書の内容は参考としておりません。また、当社は、上記のとおり、対象者が開示している情報や対象者が平成22年2月9日に旧ジャスダック証券取引所での上場が廃止になるまでの対象者株式の終値の1ヶ月間の単純平均値が28円、同3ヶ月間の単純平均値が47円、同6ヶ月の単純平均値が49円であること、平成23年12月19日の対象者の定時株主総会において決議された対象者による自己株式取得の上限額が1株当たり金100円であること、並びに宮本雅史氏との間の協議・交渉の経緯及び結果等を考慮することによって本公開買付価格を決定しうると判断したため、本公開買付価格の決定に際しては対象者の株式価値に関する第三者算定機関の算定書は取得しておりません。</p> <p>本公開買付価格100円は、対象者が平成22年2月9日に旧ジャスダック証券取引所での上場が廃止になるまでの対象者株式の終値の1ヶ月間の単純平均値28円に対し257.14%、同3ヶ月間の単純平均値47円に対し112.77%、同6ヶ月の単純平均値49円に対し104.08%のプレミアムとなります。</p>

算定の経緯	<p>当社は、平成25年1月11日付適時開示資料「当社持分法適用会社との更なる資本業務提携関係強化に向けた交渉開始に関するお知らせ」並びに「第三者割当により発行される新株式（デット・エクイティ・スワップ）及び第12回新株予約権（第三者割当）の発行並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、対象者の発行済み株式の20%以上を有する大株主である宮本雅史氏から保有株式の売却意向を受けたことにより、対象者株式の追加取得に係る検討を平成24年10月頃より開始いたしました。その結果、企業価値最大化のためには、経営資源の最適配分の観点から、事業再生投資の比重を高めることが株主の利益に資すると判断し、対象者の経営権取得を目指して更なる資本業務提携強化のための協議を行って参りました。当社といたしましては、かかる資本業務提携関係をさらに強化し、高収益で潜在成長力の高い対象者グループの過半数の持分を所有することにより経営権を取得し連結子会社として取り込むことで、短期的には投下資本を上回る連結利益の計上が期待でき、また、中長期的には、当社の経営資源注入による大黒屋のマネジメント体制の強化を始めとして、当社の持つアジアの事業家ネットワークや財務ノウハウを駆使して、大黒屋の中国・アジア進出を強力にサポートすることが可能となり、大きなシナジー効果が生まれて参ります。こうした一連の施策によって当社の現在から将来にわたる収益基盤が大幅に強化され、それにより当社の企業価値向上をもたらし、結果として既存株主の皆様にとっても株主価値の増大につながることを期待されます。</p> <p>また、当社は、平成25年1月11日付で、仕入代金・一般経費（人件費、法定福利費、税金、家賃等）の支払い（400百万円）及び対象者株式の取得資金への充当（507百万円）を目的とし、総額917百万円（手取概算額907百万円）の本新株予約権の発行を決議し、本新株予約権の行使により対象者株式取得のための資金507百万円の積立ができた段階、又は行使が進まず予定通り資金調達が進捗しないことが明らかになった場合は、当社が対象者を連結子会社化するための資金50百万円以上が調達できた段階で、対象者を連結子会社化するための対象者株式取得について取締役会において決議することを表明しております。</p> <p>この点、本書提出日において本新株予約権の行使によって調達した金額は354百万円となっており、当該金額から仕入代金・一般経費の支払いに充当した金額（142百万円）及び当面の資金繰りに要する額（62百万円）を控除した金額が150百万円となり、対象者を連結子会社化するための資金として50百万円以上確保できることとなったため、平成25年9月19日開催の当社取締役会において、対象者を連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施することを決議いたしました。</p> <p>本公開買付け価格の決定に際して、当社は、対象者の第2位株主である宮本雅史氏から口頭で一株につき100円で売却したいとの意向を受けたことから、かかる金額について検討を行いました。かかる検討に際しては、対象者が開示している財務、事業の状況を総合的に分析したほか、平成23年12月19日の対象者の定時株主総会において決議された対象者による自己株式取得の上限額が1株当たり金100円であること、並びに対象者が平成22年2月9日に旧ジャスダック証券取引所での上場が廃止になるまでの対象者株式の終値の1ヶ月間の単純平均値が28円、同3ヶ月間の単純平均値が47円、同6ヶ月の単純平均値が49円であること等を踏まえ、最終的には、対象者及び対象者の第2位株主である宮本雅史氏との間の協議・交渉結果等を勘案し、本公開買付け価格を100円とすることに決定いたしました。</p> <p>（本公開買付けの公正性を担保するための措置）</p> <p>本公開買付けにおいては、対象者が本書提出日現在において当社の持分法適用会社であること及び当社の現役員・元使用人が対象者の取締役会の構成員の過半数を占めていることなどを勘案し、当社及び対象者は、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下に述べる措置を講じております。</p> <p>対象者における利害関係のない取締役の承認及び監査役全員の同意</p> <p>対象者によれば、対象者は、公開買付者側からの本公開買付けに関する説明を受け、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討したとのことです。</p>
-------	--

	<p>その結果、対象者は、平成25年9月19日開催の取締役会において、本公開買付けが、当社が対象者を連結子会社化することを企図していることを前提として、対象者と公開買付者との現在に至るまでの良好な関係性、及び今後資本業務提携が強化されることにより発揮されるシナジー効果等を考慮し、本公開買付けについて賛同の意見を表明する一方で、()本公開買付価格が主に公開買付者と公開買付者と本応募契約を締結している宮本雅史氏との間の協議及び調整に基づき決定された価格であること、()上場廃止から相当程度の期間が経過していること、()対象者においては本公開買付価格について第三者機関の算定を取得していないことから本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは株主の皆様の判断にゆだねることを決議したとのことです。なお、かかる取締役会において対象者は、利益相反の疑いを回避する観点からより慎重を期すため、公開買付者と対象者の代表取締役を兼任している小川浩平、公開買付者と対象者の取締役を兼任している辛羅林及び鞍掛法道を除く取締役のみで審議及び決議を行ったとのことです(以下、本項において、平成25年9月19日開催の対象者取締役会において行われたかかる審議及び決議を総称して、「第1決議」といいます。)。その上で、仮に、公開買付者の取締役を兼任している取締役(代表取締役を除きます。)が会社法第369条第2項に定める特別利害関係取締役には該当しないと解釈される場合には、第1決議は、同条第1項に定める取締役会の定足数を満たさないものであることになってしまうことを考慮し、平成25年9月19日における第1決議後に開催の対象者取締役会におきましても、第1決議に参加しなかった対象者の全ての取締役(対象者の代表取締役である小川浩平を除きます。)にて改めて審議及び決議を行ったとのことです(以下、本項において、「第2決議」といいます。)。よって、公開買付者と対象者の代表取締役を兼任している小川浩平は第1決議及び第2決議の審議及び決議に参加せず、公開買付者と対象者の取締役を兼任している辛羅林及び鞍掛法道は第1決議の審議及び決議に参加せず、第2決議の審議及び決議にのみ参加しているとのことです。また、同様の観点から、上記の3名の取締役は、対象者の立場において当社との協議・交渉には参加していないとのことです。このほか、当該取締役会に出席した監査役(対象者及び公開買付者の監査役を兼任している伴野健二及び永井卓を除く2名)はいずれも、上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。</p> <p>他の買付者からの買付機会を確保するための措置</p> <p>公開買付者は、対象者との間で、公開買付者以外の対抗買付者が実際に出現した場合に当該対抗買付者が対象者との間で接触又は交渉等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。</p>
--	---

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1,500,000 (株)	489,540 (株)	1,500,000 (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(489,540株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。また、応募株券等の総数が買付予定数の上限(1,500,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 本公開買付けにおいては単元未満株式も買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	15,000
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年9月20日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年9月20日現在)(個)(g)	140,000
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成25年3月31日現在)(個)(j)	362,228
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	4.14
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100$)(%)	42.79

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数1,500,000株に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年9月20日現在)(個)(g)」は、各特別関係者が所有する株券等(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において、府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。))が所有する株式は除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成25年3月31日現在)(個)(j)」は、第31期半期報告書(平成25年6月27日提出)に記載された平成25年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式も買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、第31期半期報告書(平成25年6月27日提出)に記載された平成25年3月31日現在の発行済株式総数(36,223,850株)から自己株式数(717株)を控除した株式数(36,223,133株)に係る議決権数(362,231個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

本公開買付けにおいては、対象者が株券発行会社でないため、株券に代わる株主の地位の証明手段として、本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）の請求により対象者の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社から発行される株主の保有株数等を証明する書面（以下「所有株式数証明書」といいます。）を応募書類といたします。なお、本書提出の日である平成25年9月20日以降の時点の株主名簿記載事項を証明している「所有株式数証明書」をご提出ください（平成25年9月20日より前の時点の株主名簿記載事項を証明する「所有株式数証明書」では本公開買付けの応募の受け付けは行いません。）。

また、対象者は株券発行会社ではないため、公開買付者は、対象者に対し、本公開買付け後に、応募株主等と共同して株主名簿の名義書換を請求しなければなりません。したがって、本公開買付けにおいては、個人の場合には実印を、法人の場合には法人印を押印して、当該実印・法人印に係る印鑑証明書（交付日から6ヶ月以内の原本）を添付した「株式名義書換請求書」を応募書類といたします（上記の形式を具備しない「株式名義書換請求書」では本公開買付けの応募の受け付けは行いません。）。

以上のとおり、応募株主等は、公開買付代理人所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、対象者の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社から発行される平成25年9月20日以降の時点の株主名簿記載事項を証明する「所有株式数証明書」、並びに個人の場合には実印を、法人の場合には法人印を押印して、当該実印・法人印に係る印鑑証明書（交付日から6ヶ月以内の原本）を添付した「株式名義書換請求書」（以下「その他応募書類」といいます。）を添えて、公開買付期間の末日の15時30分までに、公開買付代理人の本店において応募してください。

なお、応募株主等は応募の時点及び公開買付期間終了時点において、対象者の株主名簿に株主として記載又は記録されている必要があります。当該各時点において、対象者の株主名簿に株主として記載又は記録されていない応募株主等については、本公開買付けの応募の受け付けは行いません。

公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。公開買付代理人に新規に口座を開設される場合、本人確認書類（注1）が必要になります。また、既に口座を開設されている場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ね下さい。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

応募の受け付けに際しては、応募株主等に対して、「公開買付応募申込受付票」を交付します。

居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります（注2）。

外国の居住者である株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。）を通じて応募してください。また、本人確認書類をご提出いただく必要があります（注1）。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・個人

〔有効期限内の原本〕

運転免許証、各種健康保険証、外国人登録証明書 等

〔発行から6ヶ月以内の原本〕

住民票の写し、印鑑証明書、住民票の記載事項証明書、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書 等

本人確認書類は有効期限内である必要があります。

本人特定事項 氏名、住所、生年月日

運転免許証等の裏面に住所等の訂正が記載されていない場合においても裏面のコピーを併せてご提出ください。

住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。

各種健康保険証の場合には、ご住所の記載もれ等がないかをご確認ください。

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本又は写しをご用意ください。写しの場合、改めて原本の提示をお願いする場合があります。公開買付代理人より本人確認書類の記載住所に「口座開設のご案内」を転送不要郵便物として郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。なお、ご本人様の確認がとれない場合は、公開買付代理人に口座を開設することができません。

・法人

〔発行から6ヶ月以内の原本〕

登記簿謄本又はその抄本、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書、印鑑登録証明書 等

本人特定事項 名称、本店又は主たる事務所の所在地、代表者の役職及び氏名

法人自体の本人確認に加え、代表者又は代理人・取引担当者個人（契約締結等の任に当たる者）の本人確認書類（上記「個人」と同様）が必要となります。

・外国人株主等

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。）の原本証明及び本人確認済証明付の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

（注2） 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（居住者である個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に「公開買付応募申込書」の写し及び「公開買付応募申込受付票」を添付の上、「本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面」（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達しなければ解除できないことにご注意ください。なお、解除書面は、下記に指定する者の本店に備え置いていますので、契約の解除をする場合は、下記に指定する者にお尋ねください。

解除書面を受領する権限を有する者

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

（3）【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「（2）契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「（4）株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

（4）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	150,000,000
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	10,000,000
その他(c)	2,000,000
合計(a) + (b) + (c)	162,000,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(1,500,000株)に1株当たりの買付価格(100円)を乗じて得られた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了まで未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
当座預金	233,109
計(a)	233,109

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計				

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

233,109千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

(2) 【決済の開始日】

平成25年11月5日(火曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、平成25年11月19日(火曜日)となります。

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、応募の受け付けを行った公開買付代理人の応募株主口座へお支払いします。なお、決済の開始は、本公開買付けにより買付けられた株券等に係る株主名簿の名義書換の完了を条件とします。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」に記載の条件に基づき応募株券等の一部を買付けないこととなった場合には、公開買付者は、応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(1,500,000株)を超える部分については、買付け等を行いません。なお、対象者は株券発行会社ではなく、株券を発行していないため、返還される株券は存在しません。また、その他応募書類についても、応募株券等の一部について買付け等を行うため、返還されません。

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要なその他応募書類を、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以降速やかに、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)への交付若しくは応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地への郵送により返還します。

1.1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(489,540株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(1,500,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元(100株)未満の端数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた端数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付け等を行います。但し、切り捨てられた端数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の端数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた端数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の端数の部分がある場合は当該1単元未満の端数)減少させるものとします。但し、切り上げられた端数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至チ及びウ乃至ソ、第3号イ乃至ト並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成 年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
計					-

(2)【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第104期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日） 平成25年6月27日関東財務局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第105期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日） 平成25年8月12日関東財務局長に提出

ハ【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

アジアグロースキャピタル株式会社

（東京都港区高輪二丁目15番8号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成25年9月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	140,085 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	140,085	-	-
所有株券等の合計数	140,085	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等の数(85個)が含まれております。かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年9月20日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

(注2) 特別関係者である対象者は、対象者株式717株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成25年9月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	- (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	-	-	-
所有株券等の合計数	-	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成25年9月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	140,085 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	140,085	-	-
所有株券等の合計数	140,085	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 上記の所有株券等の合計数には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数85個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年9月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 特別関係者である対象者は、対象者株式717株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(平成25年9月20日現在)

氏名又は名称	小川 浩平
住所又は所在地	東京都港区高輪二丁目15番8号 (アジアグロースキャピタル株式会社所在地)
職業又は事業の内容	アジアグロースキャピタル株式会社 代表取締役社長 株式会社エスピーオー 代表取締役社長 オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社 代表取締役社長 株式会社ディーワンダーランド 代表取締役社長 株式会社大黒屋 代表取締役社長
連絡先	連絡者 アジアグロースキャピタル株式会社 総務部長 岩瀬 茂雄 連絡場所 東京都港区高輪二丁目15番8号 電話番号 03(3448)7300
公開買付者との関係	公開買付者及び公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年9月20日現在)

氏名又は名称	オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社
住所又は所在地	東京都港区高輪二丁目15番8号
職業又は事業の内容	投資業、有価証券の投資及び売買、経営コンサルタント
連絡先	連絡者 オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社 代表取締役 小川 浩平 連絡場所 東京都港区高輪二丁目15番8号 電話番号 03(3448)7300
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(注) 公開買付者は、公開買付者の完全子会社である株式会社エスピーオーの完全子会社であるオリオン・キャピタル・マネージメント株式会社を通じて、対象者の普通株式14,000,000株を間接的に保有し、対象者を持分法適用会社としていることからオリオン・キャピタル・マネージメント株式会社を特別関係者として記載しております。

(平成25年9月20日現在)

氏名又は名称	株式会社ディーワンダーランド
住所又は所在地	東京都港区高輪二丁目15番8号
職業又は事業の内容	事業持株会社
連絡先	連絡者 株式会社ディーワンダーランド 取締役 堀内 治芳 連絡場所 東京都港区高輪二丁目15番8号 電話番号 03(5421)6111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(注) 公開買付者は、公開買付者の完全子会社である株式会社エスピーオーの完全子会社であるオリオン・キャピタル・マネージメント株式会社を通じて、対象者の普通株式14,000,000株を間接的に保有し、対象者を持分法適用会社としていることから株式会社ディーワンダーランドを特別関係者として記載しております。

【所有株券等の数】

小川 浩平

(平成25年9月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	85(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	85	-	-
所有株券等の合計数	85	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 小川浩平は、小規模所有者に該当いたしますので、小川浩平の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年9月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社

(平成25年9月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	140,000 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	140,000	-	-
所有株券等の合計数	140,000	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

株式会社ディーワンダーランド

(平成25年9月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	0	-	-
所有株券等の合計数	0	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 特別関係者である対象者は、対象者株式717株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。なお、対象者が平成25年6月27日に提出した第31期半期報告書に記載された平成25年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数は717株ですが、対象者によれば、その後本書提出日までに自己株式の増減はないとのことです。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 対象者との取引

取引の内容

(単位：千円)

決算年月	平成23年3月期 (第102期)	平成24年3月期 (第103期)	平成25年3月期 (第104期)
対象者からの短期資金の借入		213,000	90,000
対象者への支払利息(注2)		5,015	8,784
対象者からの借入に対する担保提供		220,692	233,041
対象者からの受取家賃(注3)		4,800	4,800

期末残高

決算年月	平成23年3月期 (第102期)	平成24年3月期 (第103期)	平成25年3月期 (第104期)
対象者からの短期借入金		213,000	123,000
その他(流動負債)		5,015	13,799

(注1) 上記及びの金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注2) 借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定されております。

(注3) 受取賃料については、一般的な取引条件と同様に決定しております。

(注4) 上記に加え、公開買付者は平成25年8月23日付で対象者に対し、5,700千円の貸付を実行しております。

(2) 役員との取引

公開買付者は対象者に対して、公開買付者の代表取締役である小川浩平を代表取締役として、公開買付者の取締役である辛羅林及び鞍掛法道の2名を取締役として、公開買付者の監査役である永井卓及び伴野健二の2名を、監査役として派遣しております。

当社と、当社及び対象者の代表取締役を務める小川浩平との間の取引金額は以下のとおりです。

取引の内容

(単位：千円)

決算年月	平成23年3月期 (第102期)	平成24年3月期 (第103期)	平成25年3月期 (第104期)
短期資金の借入		130,000	247,000
支払利息(注2)		896	11,111
第三者割当増資(注3)			347,000

期末残高

(単位：千円)

決算年月	平成23年3月期 (第102期)	平成24年3月期 (第103期)	平成25年3月期 (第104期)
短期借入金		130,000	30,000
その他(流動負債)		896	415
未払金			9,621

(注1) 上記及びの金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定されております。

(注3) 当社の実施した第三者割当増資(デット・エクイティ・スワップ)を1株当たり40円で引き受けたものであります。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者によれば、対象者は、公開買付者側からの本公開買付けに関する説明を受け、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討したとのことです。

その結果、対象者は、平成25年9月19日開催の取締役会において、本公開買付けが、当社が対象者を連結子会社化することを企図していることを前提として、対象者と公開買付者との現在に至るまでの良好な関係性、及び今後資本業務提携が強化されることにより発揮されるシナジー効果等を考慮し、本公開買付けについて賛同の意見を表明する一方で、()本公開買付価格が主に公開買付者と公開買付者と本応募契約を締結している宮本雅史氏との間の協議及び調整に基づき決定された価格であること、()上場廃止から相当程度の期間が経過していること、()対象者においては本公開買付価格について第三者機関の算定を取得していないことから本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは株主の皆様の判断にゆだねることを決議したとのことです。なお、かかる取締役会において対象者は、利益相反の疑いを回避する観点からより慎重を期すため、公開買付者と対象者の代表取締役を兼任している小川浩平、公開買付者と対象者の取締役を兼任している辛羅林及び鞍掛法道を除く取締役1名で審議及び決議を行ったとのことです(以下、本項において、平成25年9月19日開催の対象者取締役会において行われたかかる審議及び決議を総称して、「第1決議」といいます。)。その上で、仮に、公開買付者の取締役を兼任している取締役(代表取締役を除きます。)が会社法第369条第2項に定める特別利害関係取締役には該当しないと解釈される場合には、第1決議は、同条第1項に定める取締役会の定足数を満たさないものであることになってしまふことを考慮し、平成25年9月19日における第1決議後に開催の対象者取締役会においては、第1決議に参加しなかった対象者の全ての取締役(代表取締役である小川浩平を除きます。)にて改めて審議及び決議を行ったとのことです(以下、本項において、「第2決議」といいます。)。よって、公開買付者と対象者の代表取締役を兼任している小川浩平は第1決議及び第2決議の審議及び決議に参加せず、公開買付者と対象者の取締役を兼任している辛羅林及び鞍掛法道は第1決議の審議及び決議に参加せず、第2決議の審議及び決議にのみ参加しているとのことです。また、同様の観点から、上記の3名の取締役は、対象者の立場において当社との協議・交渉には参加していないとのことです。このほか、当該取締役会に出席した監査役(対象者及び公開買付者の監査役を兼任している伴野健二及び永井卓を除く2名)はいずれも、上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益(当期純損失)	-	-	-

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

2【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	株式会社ジャスダック証券取引所(現株式会社東京証券取引所)						
	平成21年8月	平成21年9月	平成21年10月	平成21年11月	平成21年12月	平成22年1月	平成22年2月
最高株価	65	77	53	72	69	67	28
最低株価	50	49	41	46	51	24	18

(注1) 対象者は、平成22年2月9日に株式会社ジャスダック証券取引所(現株式会社東京証券取引所)の普通株式の上場を廃止しているため、上場廃止の直近7月間の月別の株価を記載しております。

(注2) 平成22年2月については、平成22年2月8日までの株価を記載しております。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数(単位)									
所有株式数の割合(%)									

(2)【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
計			

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
計				

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第29期（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日） 平成23年12月28日関東財務局長に提出

事業年度 第30期（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日） 平成24年12月28日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第31期半期（自 平成24年10月1日 至 平成25年3月31日） 平成25年6月27日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社ディーワンダーランド

（東京都港区高輪2丁目15番8号）

5【その他】

該当事項はありません。